

2014年7月18日

## 第8回 食品の新たな機能性表示制度に関する検討会

「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会報告書（案）」についての意見

森田満樹

本検討会の7回にわたる議論が取りまとめられ、本日、検討会報告書（案）が提案されました。報告書案は新制度の方向性が示され、今後は食品表示法の食品表示基準案に盛り込まれ、詳細はガイドライン等で示されることとなります。しかし、新制度が「企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる」という制度の性質上、米国のように科学的根拠不十分な製品や、消費者が誤認をするような機能性表示の製品が一部で流通するのではないかと、消費者側からの懸念が残ります。その観点から、報告書（案）につきまして、下記の点について意見を提出します。

## 1. サプリメント形状の加工食品について

サプリメント形状の加工食品の安全性について、本検討会でも多くの委員から懸念が示されています。報告書案では情報開示項目でその点が示されていますが、その前の個所にも下記の挿入を検討ください。

【p8・22行目の後に挿入】

特に、サプリメント形状の加工食品は過剰摂取のおそれがあるため、食経験のみからは健康被害が予測できず、留意する必要がある。

## 2. 健康被害等の情報収集の強化について

【意見】 p13・11行目「健康被害等の情報収集の強化」について、消費生活センター、国民生活センター、保健所、事業者等から消費者庁に情報が寄せられる仕組みが強化されることがスキームに示されています。今後、消費者庁のもとで関係者間の情報共有をはかるとともに、消費者庁にも相談窓口を設置するなど、健康食品の健康被害を収集するホットライン体制を強化してください。また、相談窓口の担当者が専門知識を得られるよう、教育体制も拡充してください。

## 3. 可能な機能性表示の範囲について

【意見】 p19・24行目「可能な機能性表示の範囲」について、身体の特定の部位に言及した表現を行うことをどこまで可能にするのかは明確になっていません。企業等が独自に判断して消費者を誤認させる表示をすることがないように、今後、ガイドライン等で個別に評価指標や表現例等を具体的に示してください。また、企業等がガイドラインを逸脱して

身体の特定の部位に言及した表現をした場合、医薬品として薬事法の規制対象となる可能性があることもあわせて示してください。

#### 4. 容器包装への表示について

【意見】 p20・14 行目に「機能性表示の内容については国による評価を受けたものではない旨の表示」について、今後、ガイドライン等で表現が示されますが、ここで「消費者庁に届出をしている」という表現を加えるとなると、特定保健用食品のように消費者庁が認可していると消費者を誤認させることになりかねません。この表現には十分に留意をしてください。あわせて「機能性表示の内容については国による評価を受けたものではない旨の表示」の記述は、機能性表示のすぐ近くにセットで目に入るように、表示個所や字のポイント数のバランス等、具体的な要件も含めて、ガイドライン等に示してください。

#### 5. 販売前届出制について

届出制における消費者庁の役割を明記して下さるよう、下記について検討ください。

【21p・14 行目の後に挿入】

(ア) 消費者庁は事業者からの届出を受けて、別紙「消費者庁への届出項目」に沿った内容かどうか、確認を行うこと。

(イ) 消費者庁は届出を受理した時点で、届出の事実をウェブサイトに公開すること。

#### 6. 新制度の規定法令について

第7回検討会で、事業者から届出があった安全性や機能性に係る科学的根拠について、その内容が適切かどうかのモニタリングを消費者庁がしっかりとやっていく、というコメントがありました。その点を報告書に明記するよう、検討ください。

【21p・29 行目「消費者庁が中心となり、」と「食品表示法に基づく収去等、販売後の監視を徹底することにより」の間に下記を挿入】

「届出内容のモニタリングとともに、」

#### 7. 消費者教育等について

新制度における事業者の情報開示内容について、消費者が活用できるよう下記について検討ください。

【p22・21 行目の後に挿入】また、新制度では販売前に「安全性や有効性の根拠情報を含めた製品情報」の情報開示が行なわれるが、消費者がその情報を理解し、判断して選択できるようにするために、今後これらの科学的根拠情報を読み解くための手引きやガイドブックの作成等、消費者教育の充実に取り組むべきである。